



令和4年6月30日



## 週休2日制工事の普及に向けて

～休工日を土日に限らない「週休2日制(4週8休)」の新たな導入～

本組合では平成29年度より土日を休工とした完全週休2日制工事を導入しておりますが、これに加え休工日を土日に限らない「週休2日制工事(4週8休)」を令和4年7月より導入し、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識の向上を更に図るとともに、建設業の完全週休2日への更なる普及に向け一層の取り組みを進めていくため、完全週休2日制工事实施要領(令和2年4月)の改正を行います。

なお、詳細につきましては別添資料及び名古屋港のホームページにて実施要領を公表しておりますので、ご覧ください。

URL : [https://www.port-of-nagoya.jp/business/nyusatsu\\_keiyaku\\_koji/1001015.html](https://www.port-of-nagoya.jp/business/nyusatsu_keiyaku_koji/1001015.html)

**【お問合せ先】**  
名古屋港管理組合建設部技術管理課  
担当 堀田  
TEL 052-654-7941

# 週休2日制工事実施要領の改正について(令和4年7月～)

## 【 概 要 版 】

名古屋港管理組合 建設部 技術管理課

# 令和4年度 週休2日制工事実施要領の改正概要

## 主旨

建設業における若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保に向け、建設現場の労働環境の改善が求められていることから、これまでの完全週休2日制工事に加え、曜日、理由に関わらず休工とした週休2日制工事(4週8休)を導入することで、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識の向上を更に図るとともに、建設業の完全週休2日への更なる普及に向けて一層の取り組みを進めていく。

## 7月改定内容

- ① 完全週休2日制工事に加え、新たに休工日を土日に限らない「週休2日制(4週8休)工事」を新たに導入
- ② 港湾・漁港工事の週休2日制補正の拡大

# 令和4年度 週休2日制工事実施要領の改正概要

## ①-1 週休2日制工事の新たな導入について(変更箇所)

形式概要		～令和4年6月末迄
		完全週休2日制
工事成績	休工対象日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則、土曜日、日曜日、祝日</li> <li>● 地元条件により、土日に作業を行い、同一週で振替休工を取得した場合は休工と認める。</li> <li>● 天候（降雨・積雪等）により土日に作業を行い、振替休工を取得した場合は休工と認めない。</li> </ul>
	加点条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象期間の全週間数に対する土日を休工とした週間数の割合が90%以上</li> </ul>
総合評価		工事成績評価の加点条件達成で1点 ※工事成績評価で評価したものはすべて対象
経費補正	土木工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発注者指定型：4週8休以上で経費補正</li> <li>● 受注者希望型：4週6休以上、4週7休以上、4週8休以上の3段階で補正</li> </ul>
	港湾工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4週8休以上で経費補正</li> </ul>

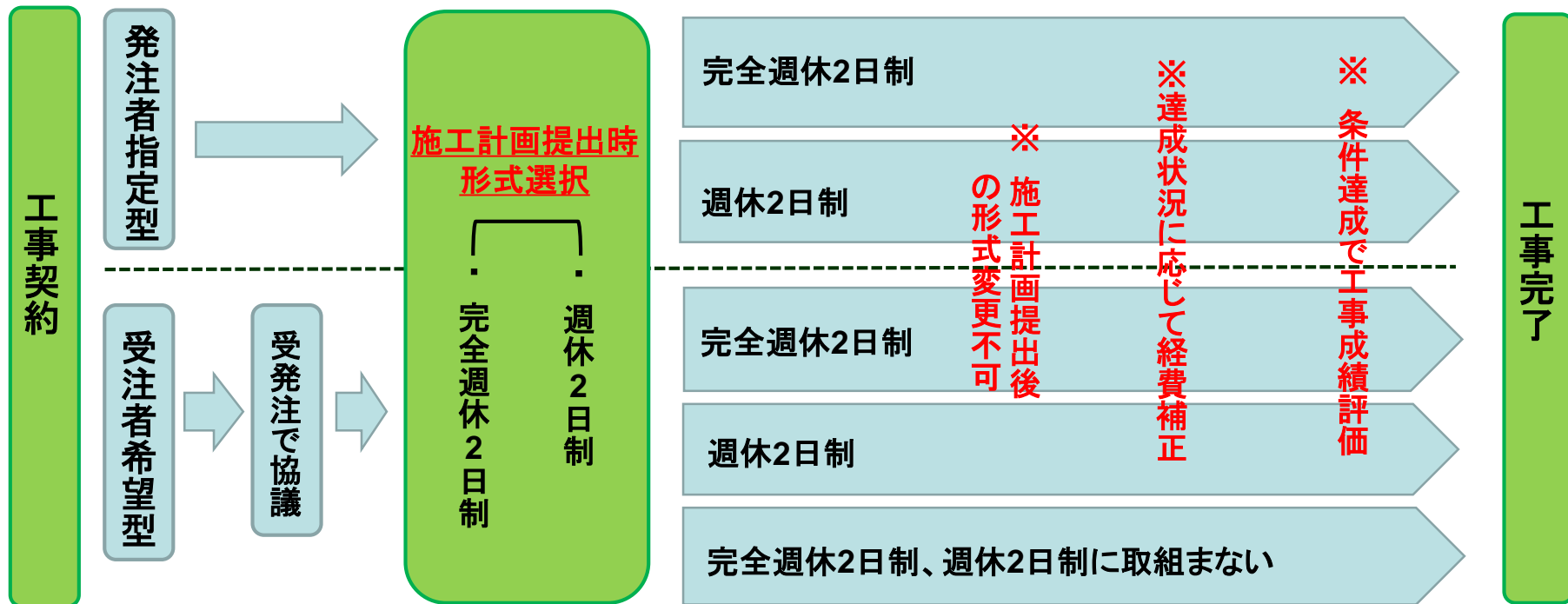


令和4年7月以降 <b>赤字：変更及び新設箇所</b>		
完全週休2日制	【新設】週休2日制	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則、土曜日、日曜日、祝日</li> <li>● 地元条件により、土日に作業を行い、同一週で振替休工を取得した場合は休工と認める。 <b>ただし、振替休工日の1週間前までに監督職員と協議する事</b></li> <li>● 天候（降雨・積雪等）により土日に作業を行い、振替休工を取得した場合は休工と認めない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土日祝日を問わず対象期間の2/7以上の日数</li> <li>● 天候（降雨・積雪等）により休工した日は、休工と認める。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象期間の全週間数に対する土日を休工とした週間数の割合が90%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象期間の全日数に対する休工日数の割合が2/7以上</li> </ul>	
令和3年度より工事成績評価の加点条件達成で1点加点 (取組実績の有無（過去1年間、上限1件）)	令和5年度より加点開始予定*	
<b>※令和5年度以降の総合評価の配点は、令和4年度中に配点を決定する予定</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4週6休以上、4週7休以上、4週8休以上の3段階で補正</li> </ul>	同左	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4週8休以上で経費補正</li> </ul>	同左	

# 令和4年度 週休2日制工事実施要領の改正概要

## ①-2 契約後に「完全週休2日制」と「週休2日制」 のいずれかを受注者が選択(要領第4条)

### 契約から工事完了までの流れ



◆発注者指定とは(要領第2条(1))

現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素が少なく、週休2日の確保が可能な工事

◆受注者希望とは(要領第2条(2))

発注者指定型以外の全ての工事。ただし、災害復旧工事等発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事は除く

# 令和4年度 週休2日制工事実施要領の改正概要

## ② 港湾・漁港工事の週休2日制補正の拡大(要領第4条)

これまで(令和3年度まで)

労務単価	機械賃料	諸経費
○ 但し、港湾5職種除く	×	×



令和4年度から

労務単価	機械賃料	諸経費
○	○	○ 共通仮設費率1.02 現場管理費費率1.03

◆港湾5種の労務単価、機械賃料、共通仮設費率及び現場管理費率を追加

※港湾5職種:高級船員、普通船員、潜水土、潜水連絡員及び潜水送気員

# 令和4年度 週休2日制工事実施要領の改正概要

## 改正の適用について

形式		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
完全週休2日制	制度		▼ 制度一部改訂(受注者希望導入)			▼ 今回制度一部改訂	
	工事成績		「5. 創意工夫」で1項目加点				
	取組証の発行		工事成績評定において評価で発行				
	総合評価 (取組証が発行された工事)				地域精通度地域貢献度で+1点	配点についてはR4年度中に決定 ⇒ R5年度より新たな配点※1	
	週休2日の 費用計上	発注者指定型		4週8休以上のみ			4週6休、4週7休、4週8休
受注者希望型			4週6休、4週7休、4週8休				
週休2日制	制度					▼ 今回制度新設	
	工事成績					「5. 創意工夫」で1項目加点	
	取組証の発行					工事成績評定において評価で発行	
	総合評価 (取組証が発行された工事)					配点についてはR4年度中に決定 ⇒ R5年度より新たな配点※1	
	週休2日の 費用計上	発注者指定型					4週6休、4週7休、4週8休
受注者希望型						4週6休、4週7休、4週8休	

※1 R5年度以降の総合評価への配点については、令和4年度内に名古屋港管理組合総合評価審査委員会に諮り、決定していく予定